

定めようとする命令等の題名

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

根拠法令等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁原子力規制部 研究炉等審査部門 総括班
電話番号：03-5114-2118（直通）

命令等の公布日

2020 年 11 月 9 日

結果の公示日

2020 年 11 月 9 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、規定の整理を行うものであり、要求内容の変更を伴わない軽微な変更であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。